

第3評価期間（令和5年度まで） からみた留意点等について

大学認証評価委員会 副委員長
千葉経済大学 副理事長
佐久間 美羊



第3評価期間の大学認証評価結果

区分	R 4年度	R 5年度
評価校	1	6
適格	1	6
条件付き適格	0	0
保留	0	0

令和4年度～令和5年度評価校の合計：7校

令和6年度評価校 5校

本日の説明

① 第3評価期間の「三つの意見」からみた評価の概要

- 優れた取り組み（「特に優れた試みと評価できる事項」、課題（「向上・充実のための課題」）や問題点（「早急に改善を要すると判断される事項」）として指摘された事項を通して、第3評価期間の評価内容や課題等を確認する。

② 自己点検・評価の留意点

- 短期大学認証評価における「早急に改善を要すると判断される事項」を参考に特に留意すべき点を確認する。

③ 今後の評価に向けての留意点

- 「令和5年度大学認証評価を振り返って」（令和6年3月25日付け 通知文書）に記載した、「今後の評価に向けての留意点」を確認する。

① 第3評価期間の「三つの意見」から
みた評価の概要

第3評価期間「三つの意見」の記述数

基準	テーマ		優れた試み			向上・充実			早急改善		
			4	5	合計	4	5	合計	4	5	合計
		(年度)									
I ミッションと 教育の効果	A	ミッション		5	5						
	B	教育の効果		1	1		1	1			
	C	内部質保証	1	8	9		1	1			
II 教育課程と 学生支援	A	教育課程	2	9	10	1	5	6		2	2
	B	学生支援	1	10	11						
III 教育資源と 財的資源	A	人的資源	1	3	4						
	B	物的資源		3	3		1	1			
	C	技術的資源をはじめとするその 他の教育資源									
	D	財的資源				1	5	6			
IV リーダーシップと ガバナンス	A	大学設置法人の長のリーダー シップ		1	1						
	B	学長のリーダーシップ		1	1					1	1
	C	ガバナンス					3	3		1	1

基準 I ミッションと教育の効果：テーマA「ミッション」

- 大学や学部等の特長を生かした地域社会への貢献
 - 建学の精神を基礎とした「公開講座」
 - 教育目標に沿った自治体等との連携事業

基準 I ミッションと教育の効果：テーマC「内部質保証」

- 評価の品質を確保するメタ評価を取り入れた自己点検・評価活動
- 外部評価員も参画する点検・評価活動（自己点検評価報告会）

基準Ⅱ 教育課程と学習支援：テーマA「教育課程」

- 学習成果・三つの方針に沿った教育プログラムの開発・実施
- 学習成果の獲得状況の分析・結果の公表

基準Ⅱ 教育課程と学習支援：テーマB「学生支援」

- きめ細かな進路支援
- アドバイザー制及びリーダー制による学習・生活支援

基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマA「人的資源」

- 教職協働による学習支援
- 教職員同権限での学内委員会の運営

向上・充実のための課題

指摘事項の多かったテーマ

基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマA「教育課程」

基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマD「財的資源」

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

：テーマC「ガバナンス」

基準Ⅱ 教育課程と学習支援: テーマA「教育課程」

- 卒業認定・学位授与の方針の明確化
- 単位の計算方法の学則等への明示

基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマD「財的資源」

- 大学全体の収容定員の充足状況が低いもの

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス : テーマC「ガバナンス」

- 監事による監査報告書に理事の業務執行状況についての記載がない。
- 理事会及び評議員会の議事録において、署名、記名・押印の有無による差が見られる。

早急に改善を要すると判断される 事項

基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマA「教育課程」

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

：テーマB「学長のリーダーシップ」

：テーマC「ガバナンス」

基準Ⅱ 教育課程と学習支援：テーマA「教育課程」

- 履修規程等にとつとした単位認定
- 大学院学位論文評価基準の制定

基準Ⅳリーダーシップとガバナンス : テーマB「学長のリーダーシップ」

- 法令にのっとった教授会の運営

基準Ⅳリーダーシップとガバナンス
: テーマC「ガバナンス」

- 法令遵守による情報公表・公開

② 自己点検・評価の留意点

※「三つの意見」の「早急に改善を要すると判断される事項」における指摘例を中心に

基準 I ミッションと教育の効果：テーマB「教育の効果」

- 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていない。

基準 I ミッションと教育の効果 : テーマC「内部質保証保証」

- 自己点検・評価報告書の公表が学内にとどまっており、学外に公表されていない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援: テーマA「教育課程」

- 学習成果及び三つの方針が授与する学位分野ごとに定められていない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス
: テーマA「大学設置法人の長のリーダーシップ」

- 理事会において事業計画及び事業報告書が審議されていない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス : テーマB「学長のリーダーシップ」

- 学生の懲戒については学則に定められているが、「学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続」に関する規程が定められていない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス : テーマC「ガバナンス」

- 評議員会において予算及び事業計画が諮問されていない。
- 評議員会において決算及び事業の実績について報告がなされていない。
- 公表・公開が義務付けられている学校法人の情報の一部が公表されていない。

(令和6年3月25日付け 通知文書)

「令和5年度大学認証評価を振り返って」から

③ 今後の評価に向けての留意点

- 「学習成果」について

「学習成果」の意味を理解してください。

国が示す「学修成果」とは異なることを理解してください。

本協会では、「学習成果」を定め、「学習成果」を獲得させるために三つの方針を一体的に策定しているか、「学習成果」を学生が獲得したかについて点検・評価する査定の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しているかなどを確認・評価してきました。会員大学においては、引き続きこれらの検証に加え、「学習成果」の獲得状況の可視化に努め、それらを学生と共有するとともに、大学としての状況を広く社会に公表していくことなどについて適切な対応をお願いいたします。なお、「学習成果」については、その用字にとられる必要はありませんが、上記の趣旨を踏まえたものとなっているかについてご確認願います。

用語の整合性について

教学マネジメント指針(令和2年1月)の用語解説より

「学修成果」は、プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人一人が自らの学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。「学修成果」は、多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」と対応するものと考えられる。その際、「学修目標」は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学修者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものではない。

教学マネジメント指針では、学修成果、学修目標、教育成果、到達目標といった用語に分け、逆に理解を困難にさせているが、「何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるかということ」を事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの」という本質は学習成果(Student Learning Outcomes)に集約されるものである。評価の際にはこの本質を理解しているかどうかを確認する必要がある。

- 関係法令の遵守

今般の私立学校法改正及び大学設置基準改正等に対する検討が進められていると思いますが、その他関係法令についても点検いただき、適正な対応が図られているかについてご確認願います。

「最後に、教育の質保証を継続的に図っていくためには、まず自己点検・評価に積極的に取り組むことが重要です。自己点検・評価活動を継続して行うとともに、定期的に自己点検・評価報告書等を公表し、学内外からの意見を求め、さらに改善を図ってください。今後より一層自己点検・評価活動を充実させ、内部質保証に努めることを望みます。」

また、本協会による認証評価結果の公表とは別に、評価校は自らのウェブサイトには評価結果を掲載し、公表してください。

ご清聴ありがとうございました。